

日行連発第1171号
令和4年11月25日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部
部長 村山 豪彦

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する
法律の施行に伴う関係政令の閣議決定について（周知）

今般、国土交通省より、令和4年5月に公布された「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）の施行期日を定める政令及び施行に必要な政令の整備に関する政令が、令和4年10月25日に閣議決定され、改正法は令和4年11月1日に施行されるとお知らせがありました。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましては、会員への周知にご協力くださいますようお願いいたします。

【参考】

改正所有者不明土地法を施行し、対策を強化します

～所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令が閣議決定～

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo02_hh_000001_00048.html